

特定外来生物を見つけたら

特定外来生物による被害を最小限にとどめるには、早めの対処が欠かせません。
みなさまのご協力をお願いします。

1. 最寄の市町または長崎県自然環境課へ連絡してください。

長崎県自然環境課 095-895-2381
016110@pref.nagasaki.lg.jp

○発見時には以下の内容をお知らせください。

- ・発見日時、発見場所、発見時の状況
- ・可能であれば写真を撮影

※外来種の写真を送付する場合には、種が判別できる特徴をできるだけ鮮明に撮影してください。
※死んでいる個体でもお知らせください。

2. 人に危害を与える場合もあるので、

むやみに近寄らない、素手でさわらないようにしましょう。

○発見した生きものが人に危害を加える可能性が低いものなら「その場で殺処分」してください。

▶▶特定外来生物「ヒアリ」に関するお問合せは、こちらをご利用ください。

環境省「ヒアリ相談ダイヤル（0570-046-0110）」

受付時間は、9時から17時まで

※7月から9月は毎日相談を受付けています。

※年末年始は受付けていません。

環境省「チャットボット」

※365日、24時間受付しています。

特定外来生物が侵入してしまった場合には、被害が出る前に土地所有者や管理者が
早期に防除することが重要です。

なお、外来生物の防除を行う際は、拡散につながることはないよう、注意を払って
実施してください。

※特定外来生物の飼養等許可や防除の確認、法令の確認等については、

環境省九州地方環境事務所（096-322-2413）へお願いします。

外来生物法についての詳細は、こちらをご参照ください。

○環境省ホームページ「日本の外来種対策」 <http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

○環境省公式YouTube「知っていますか？外来生物法」 <https://youtu.be/korXDU6Lbf0>

「知っていますか？外来種」 <https://youtu.be/M2dd2PcxSvs>

長崎県 2020年4月

STOP! 外来種

長崎県外来種リストを作成しました



リストはコチラから

国が策定した生態系被害防止外来種リストに掲載されている種をもとに、
県内における確認状況を「長崎県外来種リスト」としてまとめました。県
民のみなさまに外来種やその侵入状況を知っていただき、みなさまと一緒
に監視していくことで、外来種の早期発見・早期防除につなげていきます。

外来種とは？特定外来生物とは？

ペットとし
て持ち込ま
れた。



食用として持
ち込まれた。

資材に付着して
持ち込まれた。



「外来種」とは、もともといなかった国や地域に、人間の活動によ
って持ち込まれた生きものを指します。なかでも地域の自然環境
に大きな影響を与えたり、農作物に大きな被害を与えたりする外
来種については、「外来生物法」に基づいて指定し、その取扱いが厳
しく規制されています。これを「特定外来生物」といいます。特定
外来生物は、生きているものに限られ、個体だけでなく、卵、種子、
器官なども含まれます。

どんな影響があるの？

生態系への影響

- ・もともと地域にいた在来種を食べたり、在
来種の餌やすみかを奪ったりすることで、
在来種を全滅させたり、その地域に成立し
ていた生態系のバランスを壊したりします。
- ・近縁の在来種と交雑して雑種をつくります。

農林水産業への影響

- ・農水産物を食べたり、農地を踏み荒らしたりするものもいます。

人体への影響

- ・「特定外来生物」の中には毒を持つものや攻撃的な生きものも
います。思わぬ病気やケガをする恐れもあります。

外来種から生態系を守るには、3つの約束を守りましょう。

外来種被害予防三原則

1. 入れない



もともと地域に住ん
でいなかった生きもの
を、むやみに持ち込ま
ないようにしよう。

2. 捨てない



外来種をすでに飼
育・栽培している場合
は、最後まで責任を
もって管理しましょう。

3. 拡げない



すでに野外にい
る外来種を他の地
域に拡げないよう
にしましょう。

私たちにできること

○他の地域（特に外国）へ旅行したと
きは、荷物やお土産物、服や靴、そ
れらの付着した土壌の中に、種子や
卵などが紛れている可能性があります。
持ち込まないようにしましょう。
また、生きものを持ち込む場合に
は、「長崎県外来種リスト」を確認
し、しっかり管理してください。

○生きものを飼う前には、最後ま
で飼養できるか、その生きもの
についてよく調べるのが大切
です。生きものを飼う場合は、
途中で野外に放すことなく最後
まで飼育しましょう。

○所有する土地や建物に意図せず
に特定外来生物が侵入してしま
うことがあります。そのまま放
置すると、ご自身の生活環境や
周辺へ重大な影響を及ぼす恐れ
があるため、敷地を適切に管理
するという視点で、防除に努め
ることが大事です。

主なリスト掲載種

※長崎県外来種リストは県のHPに掲載しています

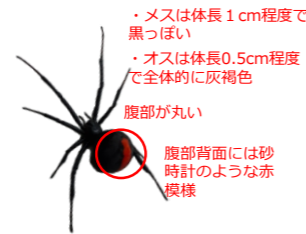
長崎県内で確認されている 特定外来生物

- 哺乳類 : アライグマ、クリハラリス
- 鳥類 : ソウシチョウ、ガビチョウ
- 両生類 : ウシガエル、カミツキガメ
- 魚類 : ブルーギル、オオクチバス、カダヤシ
- 昆虫類 : ツマアカスズメバチ
- 陸生節足動物 : ハイイロゴケグモ、セアカゴケグモ
- 植物 : 外来アゾラ属 (アゾラクリスタータ)、ナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、ポタンウキクサ (2020年4月現在)

※過去に県内で確認された生物。駆除済みであるなど、定着していない種も含まれる。

セアカゴケグモ

建築資材などに付着し日本各地で侵入が報告されている。本県では大村市で確認されており、拡大防止に取り組んでいる。メスは毒を持っており、人への被害が懸念される。
(体長：1 cm (メス) 程度)



アライグマ

捨てられたり、逃げ出したりしたペットが野外で定着し、県内の本土地区で生息地が拡大中で、駆除されている。生態系や農業への影響が大きく、狂犬病を媒介することも知られている。
(体長：40 ~ 60 cm程度)

クリハラリス

飼育されていたペットが逃げ出し野生化したもの。五島市、杵崎市で確認、駆除されている。五島市ではツバキの樹皮を剥いだり、杵崎市では電線をかじる等の被害が出ている。
(体長：20 cm程度)



ソウシチョウ

姿がきれいなためペットとして飼育されたり、産業目的で飼育していたものが野外へ逃げ出したりした。在来の鳥類との競合等の被害が懸念される。
(体長：14 ~ 15 cm)

ブルーギル

釣り用として持ちこまれたものが全国の湖や沼、池に定着。県内の一部で持ち込まれており、定着している。雑食でさまざまな水生生物を食べるため、生態系に大きな影響を与える。人為的に移動させ、生息域を広げないよう注意。
(体長：20 cm程度)



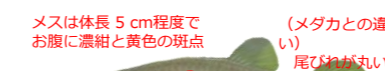
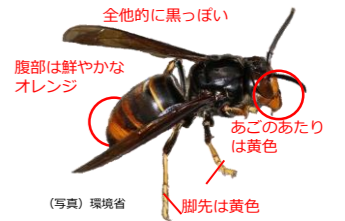
ウシガエル



食用として輸入されたものが野生に広まってしまった。大型で口に入る大きさであれば、ほとんどの動物が餌になる。希少種を餌にしたり、在来種との餌をめぐる競争により生態系への影響が懸念される。
(体長：12 ~ 18 cm)

ツマアカスズメバチ

平成24年に対馬市で初確認され、その後定着。駆除活動が行われている。また平成29年には、杵崎市で確認、駆除されている。在来のスズメバチと同様に人を刺したりする他、生態系や養蜂業への影響が懸念される。黒っぽい小さなハチを見かけたら要注意。
(体長：2 cm程度 (働きバチ))



カダヤシ

蚊の幼虫の駆除のために各地に導入された。汚れた環境でも生息し、環境の変化にも強い。在来のメダカを駆逐するなど生態系に影響を与える。人為的に移動させ、生息範囲を広げないよう注意。
(体長：5 cm (メス)、3 cm (オス))

注意が必要！！

クビアカツヤカミキリ (県内未確認)

愛知県名古屋市等では、サクラなどに寄生し、樹木を衰弱させ、枯らすなどの被害が報告されている。木くずとふんの混合物「フラス」が樹体に幼虫がいる目印。「フラス」がある樹をみつけたら、「フラス」の排出穴から専用の農薬を入れるなど幼虫を駆除することで被害拡大の防止につながる。
(体長：2.5 ~ 4 cm)



その他、これらの外来種に注意しよう！



オオバアメリカアサガオ

園芸用に栽培されていたものが野生化したもの。根が残れば育つため、在来のノアサガオを被圧するなど生態系への影響が懸念される。
(写真) 中西弘樹氏



オキナワキノボリトカゲ (国内由来の外来種)

奄美諸島や沖縄諸島に生息。本県には、松浦市周辺に定着。樹上性のトカゲに昆虫などを捕食する。生態系への影響が懸念される。
(写真) 松尾公剛氏



コブハクチョウ

飼育されていたものが逃げ出し野生化したもの。在来の鳥類への影響の他、生態系への影響や思わぬ病気を拡げることが懸念される。餌付けをしてはいけない。



オオブタクサ

海外からの飼料穀物野などに混入し、日本各地へ広がった。在来植物や農作物などと競合する他、開花期は花粉によりアレルギーを引き起こすといった人的被害が懸念される。
(写真) 千々布義朗氏

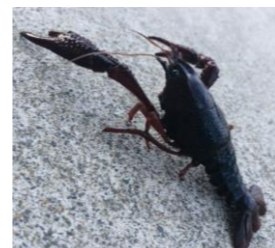
ウチワゼニクサ (タテバチドメグサ)

鑑賞用として輸入されたものが野生化したもの。在来の水生植物を被圧するため、生態系への影響が懸念される。
(写真) 中西弘樹氏



スクミリンゴガイ (ジャンボタニシ)

食用目的で導入したものが逃げ出したり、捨てられたりして野生化したもの。イネなどの水田植物を食べたりするなど、農業被害が大きく、生態系への影響も懸念される。



アメリカザリガニ

ウシガエルの餌として導入されたものが各地で野生化したもの。アメリカザリガニが侵入すると水生昆虫や水草等が被害を受けるため、侵入地での生態系被害が懸念される。

外来種の調査、駆除の例

外来種を早期発見、駆除するために、調査を実施しています。また、地域の団体によって外来種の駆除が実施されています。
(左) 地域団体による外来植物の駆除 (オオキンケイギク等)
(中・右) 港湾での侵入防止のモニタリング (ツマアカスズメバチ・ヒアリ)

